

改 正 後	改 正 前
<p>（車間距離の保持）</p> <p>第二十六条 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならぬ。</p> <p>（罰則 第一百九条第一項第一号の四、第二百十条第一項第二号）</p> <p>（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）</p> <p>第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。）が運転する普通自動車（当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。）であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）は、第四十四条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。</p> <p>一 第七十一条の五第二項に規定する普通自動車対応免許（以下この条において単に「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十歳以上のもの</p> <p>二 第七十一条の六第一項又は第二項に規定する者</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、普通自動車対応免許を受けた者で、妊娠その他の事由により身体の機能に制限があることからその者の</p>	<p>（車間距離の保持）</p> <p>第二十六条 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならぬ。</p> <p>（罰則 第二百十条第一項第二号）</p>

運転する普通自動車が停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの

2 | 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が前項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者等であることを示す高齢運転者等標章を交付するものとする。

3 | 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができる。

4 | 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならぬ。

5 | 前三項に定めるもののほか、高齢運転者等標章について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第四項については第二百一十一条第一項第九号)

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

第四十六条 前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)

第四十九条の二 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限つて同一の高齢運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、前条第一項の道路標識等にその旨を表示するものとする。

(停車又は駐車を禁止する場所の特例)

第四十六条 車両は、第四十四条又は前条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する場合における当該乗合自動車又はトロリーバスの駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2 車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。)にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第九十九条の三第一項第二号において同じ。)は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき第四十九条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 (略)

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、第四十九条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車している間(当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。)、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の二 時間制限駐車区間における車両の駐車(乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する場合における当該乗合自動車又はトロリーバスの駐車を除く。次項から第四項までに定めるところによる。)

2 車両は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき前条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 (略)

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、前条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車している間(当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。)、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間において駐車を開始したときは、当該車両

(罰則 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第三項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間において駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条(第四十九条の三第三項を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における停車の特例)

及びその運転者については、前三項の規定は適用しない。この場合において、車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則 第二項及び第五項後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第三項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における停車の特例)

第四十九条の六 車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規定にかかわらず、停車することができる。

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)  
第四十九条の七 (略)

2 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を第四十九条第一項のパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の三の規定を適用する。

3 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されていないものについては、第四十九条の三から第四十九条の五までの規定は適用しない。

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項及び第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他

第四十九条の三 車両は、前条第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規定にかかわらず、停車することができる。

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例)  
第四十九条の四 (略)

2 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を第四十九条第一項のパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の二の規定を適用する。

3 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されていないものについては、第四十九条の二の規定は適用しない。

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項及び第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責

当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2 22 (略)

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 一六 (略)

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

2 11 (略)

(罰則) (略)

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一 (略)

二 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確

任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2 22 (略)

(罰則) (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一 一六 (略)

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

2 11 (略)

(罰則) (略)

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一 (略)

保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

三・四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3 } 6 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 一の三 (略)

一 四 第二十六条(車間距離の保持)の規定の違反となるような行為(高速自動車国道等におけるものに限る。)をした者

二 十五 (略)

2 (略)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為(第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。)をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐車の方法の特例)、第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)の規定の違反となるような行為

二・三 (略)

2 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3 } 6 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 一の三 (略)

二 十五 (略)

2 (略)

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為(第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。)をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条(停車及び駐車を禁止する場所)、第四十五条(駐車を禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八条(停車又は駐車の方法の特例)又は第四十九条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項の規定の違反となるような行為

二・三 (略)

2 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。)は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第二項若しくは第三項、第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の特例）又は第四十九条の五（時間制限駐車区間における駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）

二 第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の第三項の道路標識等により表示されている時間を超過して引き続き駐車した者（車両を駐車した時から当該表示されている時間を超過する時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた者を除く。）

三 第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第四項の規定に違反した者

四〇八（略）

2（略）

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）又は第四十九条の二（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第二項、第三項若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為をした者（同条第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）

二 第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の第二項の道路標識等により表示されている時間を超過して引き続き駐車した者（車両を駐車した時から当該表示されている時間を超過する時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた者を除く。）

三 第四十九条の二（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第四項の規定に違反した者

四〇八（略）

2（略）

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一



条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第一号の四に該当する者を除く。）

三十三（略）

十六 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又は貸与した者

2（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一八（略）

九 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二）（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第一百三十二条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第一百七十五条の五）（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第一百七十七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第一百七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第一百七十七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項、若しくは第二項の規定に違反した者（第一百七十七条の五第二号に該当する者を除く。）

九の二一十（略）  
2（略）

附則

第一条（第二十一条（略））

条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者

三十三（略）

2（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一八（略）

九 第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二）（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第一百三十二条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第一百七十五条の五）（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第一百七十七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第一百七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第一百七十七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者（第一百七十七条の五第二号に該当する者を除く。）

九の二一十（略）  
2（略）

附則

第一条（第二十一条（略））

(高齢運転者標識表示義務に関する当面の措置)

第二十二條 第七十一條の五第二項の規定は、当分の間、適用しない。  
 この場合において、同条第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。

別表第一(第五十一條の四關係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四條、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條、第四十九條の第三項、第四十九條の四又は第七十五條の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	(略)	(略)
第四十九條の三第二項若しくは第四十九條の五後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九條第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九條の三第四項の規定に違反しているもの	(略)	(略)

備考 (略)

別表第一(第五十一條の四關係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四條、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條、第四十九條の第三項又は第七十五條の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	(略)	(略)
第四十九條の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九條第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九條の二第四項の規定に違反しているもの	(略)	(略)

備考 (略)

改正後

改正前

<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>（略） 第七十四条の三第一項</p>	<p>（略） 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営营する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事</p>	<p>（略） 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営营する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事</p>	<p>（略） 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車を使用する事業を営营する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営营する者</p>
<p>（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第七十七條の二第四号及び第五号、第七十七條の二の二第六号及び第七号、第七十七條の四第三号、第七十八條第一項第四号、第七十九條の二第一項第三号、第七十九條の三第一項第四号並びに第二百十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（道路交通法の規定の読替え適用等） 第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第七十七條の二第四号及び第五号、第七十七條の二の二第六号及び第七号、第七十七條の四第三号、第七十八條第一項第四号、第七十九條の二第一項第三号、第七十九條の三第一項第四号並びに第二百十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	

(略)	業を經營する者を除く。 。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠	(略)
第七十五条 第一項第七号	(略) 自動車を手離して直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七項、第四十七項、第四十七項第二項若しくは第三項、第四十八項、第四十九項の三第二項から第四項まで、第四十九項の四、第四十九項の五後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為	(略)
第七十五条 第二項 第三号	(略) 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反する行為	(略) 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号(運轉代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規

(略)	除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠	(略)
第七十五条 第一項第七号	(略) 自動車を手離して直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七項、第四十七項第二項若しくは第三項、第四十八項、第四十九項の三第二項から第四項まで若しくは第五項後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為	(略)
第七十五条 第二項 第三号	(略) 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反する行為	(略) 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号(運轉代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規

2 4	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>定によりみなして適用される場合を含む。)の規定に違反する行為(車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)に係るものに限る。)</p>

2 4	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>定によりみなして適用される場合を含む。)の規定に違反する行為(車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)に係るものに限る。)</p>